

宗教法人寶光寺『鹿光墓苑』合同墓使用規程

(使用目的)

第1条 宗教法人寶光寺『鹿光墓苑』合同墓（以下鹿光墓苑合同墓という）は愛玩動物（ペット）の焼骨の納骨を目的とした施設です。納骨後は永代供養いたします。

(管理)

第2条 鹿光墓苑合同墓は宗教法人寶光寺秋川霊園（以下当霊園という）において管理運営いたします。

(申込)

第3条 申込を希望する場合は所定の申込書に記入し、本人確認書類を添え、納骨費用を納入していただき、申込となります。（以下申込者という）

第4条 申込者または連絡者の氏名・住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく当霊園に届け出てください。

(申込の取消)

第5条 鹿光墓苑合同墓の申込の取消はできません。

(納骨費用)

第6条 申込者は納骨費用を納めてください。納骨費用には、納骨作業料、事務手数料が含まれます。以後、管理料は発生いたしません。

第7条 墓誌名板代、その他法要に関する費用は別途かかります。

(納骨費用の返金)

第8条 納めた納骨経費他諸経費は一切返金できません。

(納骨及び法要)

第9条 納骨された焼骨は、骨甕のまま1年間お預かりし、その後はお骨袋に収納し、お預かりいたします。

第10条 個別納骨から合同納骨への移動（合葬）は、ご納骨から1年後に当霊園職員により行います。その際、申込者への連絡はいたしません。

第13条 納骨については、春秋彼岸期間、7・8月お盆期間、その他当霊園休業日には行うことができません。

第14条 納骨後は、焼骨の取り出しはできません。

第15条 納骨、または本墓苑僧侶による法要については、春・秋彼岸、7・8月お盆、当霊園休業日には行うことができません。

(その他)

第16条 本墓苑の使用権は、他の者に売買、譲渡、または貸与できません。

第17条 当園発行の領収書は再発行できません。
領収書の紛失等により支払の証を必要とする場合、支払いをした本人は、当園所定の手続きに基づき、「支払証明書」(別途発行手数料がかかります)の発行を求めることができます。
但し、申請時より7年以内のものに限ります。

第18条 この事項に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度当霊園が定めます。

第19条 天変地異等の不可抗力並びに自然動物、または第三者による行為によって生じた墓地内の被害について、本墓苑は一切その責任を負いません。

第20条 法令が改正された場合及び本墓苑が適当と認めたときはこの規程を改定することがあります。

この規程は令和2年4月1日より適用する。

附則

令和3年1月4日 改訂

令和5年9月1日 改訂